

10月1日～11月30日は『麻薬・覚せい剤乱用防止運動』月間です

薬物の乱用とは？

医薬品を本来の医療目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。麻薬・覚せい剤などは医療目的の薬物であり、治療や検査のために使われるものです。それを遊びや快感を求めるために使用した場合は、たとえ一回使用しただけでも乱用にあたります。

薬物乱用の恐ろしさとは？

麻薬や覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷、他害の危険性があるという大きな特徴があります。単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火など悲惨な事件の原因にもなり、社会全体への問題と発展します。一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなります。

『麻薬・覚せい剤等の薬物乱用に関する相談窓口』

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・岐阜県 薬務課 | 058-272-5731 |
| ・岐阜県 警察本部総務課 | 058-272-9110 |
| ・岐阜県 精神保健福祉センター | 058-273-1111 |
| ・岐阜県警察本部 ヤングテレホンコーナー | 0120-783-800 |

「8020」運動表彰のご案内

揖斐口腔保健協議会では、平成17年4月1日現在、80歳以上で自分の歯が20本以上ある方を表彰いたします。

該当すると思われる方は、推薦用紙を各地区保健センターまたは、振興事務所窓口に取りに来ていただき、揖斐郡内の指定歯科医師の検診をお受けください。検診期間は平成17年11月1日～12月20日までです。

なお、歯科検診は無料です。

* 注意* 過去に表彰を受けた方は、対象になりませんのでご了承ください。